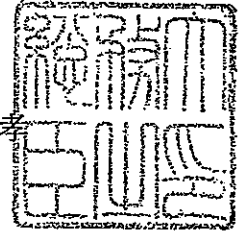




総行行第171号  
平成26年9月2日

大阪府・大阪市特別区設置協議会会長  
浅田 均 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

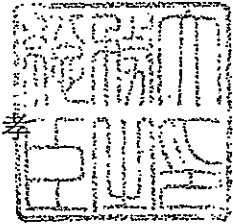
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）  
第5条第4項に基づき、平成26年7月24日付け大大阪制第1号及び平成26年8月21日付け大大阪制第3号において報告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。



総行第 171 号  
平成 26 年 9 月 2 日

大阪府知事 松井 一郎 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第 5 条第 5 項に基づく意見

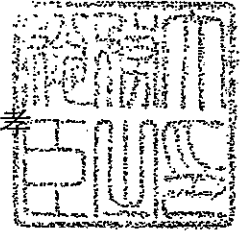
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）  
第 5 条第 4 項に基づき、平成 26 年 7 月 24 日付け大大阪制第 1 号及び平成 26 年 8 月 21 日付け大大阪制第 3 号において報告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第 5 項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。



総行第171号  
平成26年9月2日

大阪市長 橋下 徹 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）  
第5条第4項に基づき、平成26年7月24日付け大大阪制第1号及び平成26年8月21日付け大大阪制第3号において報告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

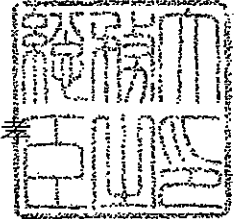


総行第 172 号

平成 26 年 9 月 2 日

大阪市長 橋下 徹 殿  
大阪府知事 松井 一郎 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第 5 条第 2 項に基づく協議  
について (回答)

大都市地域における特別区の設置に関する法律 (平成 24 年法律第 80 号)  
第 5 条第 2 項に基づき、平成 26 年 7 月 24 日付け府大都第 1022 号及び大  
大阪第 48 号並びに平成 26 年 8 月 21 日付け府大都第 1027 号及び大大阪  
第 68 号において協議のありました特別区設置協定書 (案) のうち、同条第 1  
項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項 (特別区とこれを包括する道府県の事務の分  
担、税源の配分及び財政の調整に関する事項) については、特段の意見はあり  
ません。

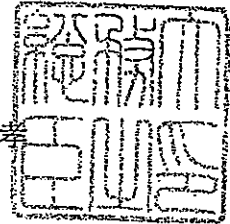


総行行第173号

平成26年9月2日

大阪府知事 松井 一郎 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見  
にあたって

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）に基づき、特別区を設置することについては、行政サービスを提供する主体である地方公共団体の法人格に関するものであり、自らの地域のあり方を決める極めて重要な問題です。したがって、関係者間で十分な議論を行いながら、地域住民の意思を的確に反映し、合意形成を進めていくことが地方自治の本旨、とりわけ住民自治にかなうものと考えます。

関係者におかれては、このような考え方をしっかりと共有した上で、法令を遵守し、この問題について、関係者の間での真摯な議論に努めていただくようお願いします。

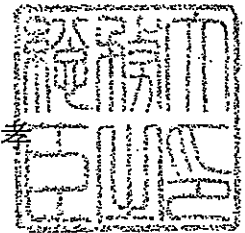
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



総行行第173号  
平成26年9月2日

大阪市長 橋下 徹 殿

総務大臣 新藤 義孝



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見  
にあたって

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）に基づき、特別区を設置することについては、行政サービスを提供する主体である地方公共団体の法人格に関するものであり、自らの地域のあり方を決める極めて重要な問題です。したがって、関係者間で十分な議論を行いながら、地域住民の意思を的確に反映し、合意形成を進めていくことが地方自治の本旨、とりわけ住民自治にかなうものと考えます。

関係者におかれては、このような考え方をしっかりと共有した上で、法令を遵守し、この問題について、関係者の間での真摯な議論に努めていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。